

まちづくり交付金交付申請等要領

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づく交付金の交付に関しては、法及び「都市再生特別措置法施行規則」（平成14年国土交通省令第66号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）及び「国土交通省所管補助金等交付規則」（平成12年総理府・建設省令第9号。以下「交付規則」という。）並びに「まちづくり交付金交付要綱」（平成16年4月14日国都事第1号・国道企第6号・国住市第25号）その他の法令及び関連通知のほか、下記により取り扱うこととしたので通知する。

記

1 交付金の交付の申請について

一 地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）あて交付申請を行い、並びに指導監督交付金については国土交通大臣あて交付申請することとし、次の各号に掲げる交付金事業者（法第46条第3項に規定する特定非営利活動法人等を除く。以下同じ。）にあつては、「工事設計書」を作成の上、それぞれ当該各号に掲げる者に「交付金交付申請書」を提出すること。

- | | |
|--|-----------|
| イ 指定都市事業（指定都市が施行する事業をいう。）に係る交付金の交付を受けようとする交付金事業者 | 所管地方整備局長等 |
| ロ 市町村施行事業（指定都市以外の市町村が施行する事業をいう。以下同じ。）に係る交付金の交付を受けようとする交付金事業者 | 所管都道府県知事 |

二 所管都道府県知事は、市町村施行事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、交付金事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、「交付金交付申請（市町村）報告書」を地方整備局長等に提出すること。

2 交付金の交付決定変更の申請について

一 事業間、費目間の流用は基本的に自由であり、交付金の額が変更しない場合は、変更交付申請は不要とする。ただし、庁費のうちの食糧費の増額等、交付規則別表第1に定める経費の配分等の軽微な変更該当しない場合のみ、「変更工事設計書」を作成の上、「交付金交付決定変更申請書」を第1項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。

二 所管都道府県知事は、第1項の交付金の交付の申請の手続きに準じて「交付金交付決定変更申請（市町村）報告書」を提出すること。

3 交付金事業の完了予定期日の変更について

一 交付金事業が予定の期間内に完了しないため、交付金事業完了予定期日（以下「完了予定期日」という。）を変更しようとする場合は、交付の申請をした地方整備局長等に報告するものとする。

ただし、交付金の繰越を伴わない場合であり、かつ変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（交付金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後6箇月以内である場合は、この限りではない。

- 二 完了予定期日の変更を報告しようとする交付金事業者は「交付金事業の完了予定期日変更報告書」を第1項の交付金交付の申請の手続きに準じて地方整備局長等に提出すること。この場合、市町村施行事業にあつては、所管都道府県知事の審査を経ること。
- 三 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が交付金事業に要する経費の配分又は交付金事業の内容の変更に伴う場合は、交付金の交付決定の変更の申請に含めて行うこと。

4 申請書等の様式について

第1項から第3項までに定める申請書等の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 一 交付金交付申請書 | 様式第1 |
| 二 交付金交付申請（市町村）報告書 | 様式第2 |
| 三 交付金交付決定変更申請書 | 様式第3 |
| 四 交付金交付決定変更申請（市町村）報告書 | 様式第4 |
| 五 交付金事業の完了予定期日変更報告書 | 様式第5 |
| 六 工事設計書及び変更工事設計書 | 様式第6から様式第14まで |
| イ 本工事費内訳表 | 様式第6 |
| ロ 附帯工事費内訳表 | 様式第7 |
| ハ 測量及び試験費内訳表 | 様式第8 |
| ニ 用地費及び補償費内訳表 | 様式第9 |
| ホ 機械器具費内訳表 | 様式第10 |
| ヘ 営繕費内訳表 | 様式第11 |
| ト 換地諸費内訳表 | 様式第12 |
| チ 権利変換諸費内訳表 | 様式第13 |
| リ 管理処分諸費内訳表 | 様式第14 |

5 申請書等の作成について

一 申請書の作成区分

交付金交付申請書（交付金交付決定変更申請書を含む。以下本項第5号及び第9項において同じ。）及び交付金事業の完了予定期日変更報告書の「事業種別」はまちづくり交付金とする。

二 工事設計書の作成区分

工事設計書（変更工事設計書を含む。以下同じ。）は、交付対象事業ごとに作成すること。同一箇所を他の事業と合併して施行する場合で設計の内容が分離できないときは、工事設計書の内容を区分する必要はない。

三 交付基本額を超えた額で事業を施行する場合の取扱い

交付基本額（当該年度における執行予定事業費をいう。以下同じ。）に、単独費等をあわせて事

業を施行する場合で設計の内容が分離できないときは、合計額をもって工事設計書を作成してさしつかえない。

四 市街地再開発事業等の工事設計書の取扱い

市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業に係る工事設計書は、管理者負担金に対応する市街地再開発事業等の用途について算定することとし、あわせて、交付基本額の算定を明らかにする資料を工事設計書に添付すること。

なお、工事設計書の本工事費、営繕費、権利変換諸費及び管理処分諸費を算定する場合において市街地再開発事業の対象事業があるときは、その事業費を計上しないこと。

五 関係図面の添付

交付金交付申請書には、交付金事業の内容を示す別添の関係図面を添付すること。

六 交付金事業費財源表の添付

交付金の交付を受けようとする交付金事業者は、交付対象事業ごとの最初の交付申請の際の交付金交付申請書に、当該年度の交付金事業に係る「交付金事業費財源表」をあわせて提出すること。交付金事業費財源表の様式は、様式第15とする。

6 事業費の費目の内容及び算定方法について

一 交付金の事業費の区分及び各費目の内容は、「都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領」（平成13年6月27日付け国都総第2000号都市・地域整備局長通知）の別表第2を準用する。

二 事業費の算定の要領及び基準については、「補助事業等に係る工事設計書の作成について」（昭和34年4月1日付け建設省会発第107号建設事務次官通達）によるほか、「都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領」の別表第3を準用する。

三 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を工事設計書に添付すること。

四 まちづくり交付金のうち、同種の事業がある交付対象事業については、同種の事業に係る内容、算定方法によらなければならない。

7 交付申請の受理等について

都市計画法に基づく都市計画事業として施行するもののうち、都市計画事業の認可又は承認（変更を含む。）の手続きが終了していないものは、交付金の交付又は交付決定の変更の申請は受けないものとする。ただし、別に定める事項については、この限りではない。

8 交付金の交付決定の取消申請について

一 交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付金の交付の決定の取消を申請しようとする交付金事業者は、「交付金交付決定取消申請書」を第1項の交付金の交付の申請の手続きに準じて地方整備局長等に提出すること。この場合、市町村施行事業にあっては、所管都道府県知事の審査を経ること。

二 交付金交付決定取消申請書の様式は、様式第16とする。

9 交付金事業事務の標準処理期間

- 一 交付金交付申請書の受理後、交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。
- 二 都道府県知事において、交付金交付申請書の受理後、地方整備局長等に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

附 則

本改正は、平成16年度予算に係る交付金事業から適用する。

附 則

本改正は、平成18年度予算に係る交付金事業から適用する。